

秋田市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年7月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
b e a n s L L C 合 同 会 社	こまめ訪問 看護ステー ション	秋 田 市 手 形 か ら み で ん 7 番 13 号 コーポ マツダ202号	令和4年7月1日	訪問看護、 介 護 予 防 訪 問 看 護
中越クリー ンサービス 株式会社	シルバーサ ポートサン ショウ店	秋 田 市 山 王 沼 田 町 6 番 29 号 カ ル デ ィ ア 山 王 1 階	令和4年7月1日	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売
社会福祉法 人みその	みそのホー ム居宅介護 支援事業所	秋 田 市 寺 内 蛭 根 二 丁 目 6 番 34号	令和4年7月1日	居宅介護支 援